

第3次那須塩原市男女共同参画行動計画（素案）
に対するパブリックコメント（意見募集）の結果について

1. 実施状況

- (1)募集期間 平成28年10月20日(木)から平成28年11月18日(金)
 (2)提出者数 3人
 (3)意見件数 10件
 (4)提出方法

提出方法	直接書面	郵送	ファックス	電子メール	計
件数	—	—	—	10件	10件

2. 意見・提言（概要）及び市の考え方

No.	意見の概要	市の考え
1	素案P3～ 那須塩原市の状況について、資料は平成22年時点のものであるが、より新しいものはないのか？	P3～P5の「那須塩原市の状況」についてのデータは、一部のグラフを除き5年毎に実施される国勢調査の結果で作成しています。 平成27年国勢調査の結果については、総務省より順次公表されておりますので、可能な限り最新データへの差替えを行います。
2	「市の施策の認知度」について、男女共同参画広報紙「みいな」の認知度は30%ほどに留まっている。認知度を上げる為、例えば年4回発行のうち2回または4回を市の広報紙へ特集として掲載してはどうか？	これまで、一人でも多くの市民等に「みいな」を読んでいただくため、子育てに関することやワーク・ライフ・バランスなど、読者の関心を引く話題を掲載し、市民編集委員を委嘱して市民目線で内容の充実を図ってきました。 今後は、いただいた意見を参考に市の広報誌で取り扱うなど、認知度を高める工夫を検討します。
3	男性の家事育児等への参画について、男性の育児に関する施策が施されていない。県男女共同参画プランp19のように男性に特化した事業を行うべきではないか？	本計画では、男性に絞った施策の区分はしておりませんが、「男女共同参画意識の醸成」で、男性の家庭生活への参画推進、「ワーク・ライフ・バランスの推進」で長時間労働を前提とした働き方や固定的な役割分担意識の見直し等を基本方針として取り組むこととしており、男性の家事・育児・子育て・介護等へのより一層の参画を促していきます。
4	公民館の講座等において、男女共同参画に関する講座を組み込んでもらうのはどうか？館長会議の際に男女共同参画に関する講座を案内してはどうか？	いただいた意見を参考に所管する部署と検討していきます。
5	男女共同参画における都市部と地方との格差が拡大しており地方の特性を考慮した推進が課題。固定観念に縛られている中高年男性の意識改革こそが必要。	いただいた意見を参考に、「男女共同参画の意識の醸成」の取り組みの中で中高年男性への理解促進と意識改革を進めていきます。

6	<p>学校教育の現場においては、教職員の研修を実施し児童・生徒における男女平等意識を育む教育の推進を図り、子どもの心の問題やいじめ防止を図っていくことも必要。</p> <p>一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる取組は、社会の課題解決のために共に相手を認め合う社会実現を可能にし、組織を活性化し持続可能な時代のニーズにあった取組が必要である。</p>	<p>24P、「子育ての場における男女共同参画の推進」の取り組みにおいて、人権教育主任の研修会派遣や人権教育に関する校内研修会を積極的に実施します。</p> <p>また、教育の質の保障・向上のため、全ての教職員を対象とした研修も実施していきます。</p>
7	<p>政策・意思決定過程への女性参画の政府目標「2020年30%」に向けて地方でも積極的な改革が必要。</p> <p>積極的に格差を是正して、政策決定の場の男女の比率に偏りが無いようにクォーター制の活用も考慮すべきである。</p>	<p>政策・方針決定過程への女性の参画を図るため、審議会等の男女比率を県が市町村の目標値と定めた35%を目安に本市の目標値を36%に設定しましたが、さらに高い目標値の40%を目指すこととします。また、今後の取り組みの中でクォーター制についても研究していきたいと考えています。</p>
8	<p>P36 ①審議会等への男女共同参画の推進</p> <p>審議会等における女性委員の割合で、6年間で3%上げたとしても1人増えるか増えないかの数字であって、目標値として50%にしてもいいのではないのでしょうか。</p>	
9	<p>P26 ②被害者の早期発見及び相談体制の充実</p> <p>事業番号33～36に関して</p> <p>DV被害を受けている人は、なかなか相談しに行くことが難しい場合があり、特に住んでいる市内の相談場所には行きにくいと感じる人も少なからずいると聞きます。近隣の市や町等で連携し共同の事業として、どこで相談を受けても良いと言う仕組みが作られたら、周りを気にすることなく安心して相談ができるのではないかと思います。</p>	<p>いただいた意見を参考にしながら、現在、DVに関する相談支援を行っている部署と連携して、検討していきたいと考えています。</p>
10	<p>P28 ③ひとり親家庭・障害のある人の生活環境の整備</p> <p>事業番号52・53に関して</p> <p>ひとり親家庭でも十分自立した生活を送っている事も多く、ひとり親家庭という言葉が貧困家庭に置きかえて、経済的困難な家庭を支援することにしてはどうでしょうか。</p>	<p>P27の施策の方向Ⅱ-3「生涯を通じた男女の生活環境の整備」の基本方針の本文6行目の文章を次のとおり変更し、「貧困」について記載します。</p> <p>『また、貧困や高齢・障害など困難を抱える男女に対し、国や県との連携のもと、経済的な自立支援、各種サービスの充実などにより、安心して生活ができるよう支援に努めます。』</p> <p>P28の施策名を「③ひとり親家庭・障害のある人の生活環境の整備」を『③貧困家庭・ひとり親家庭・障害のある人の生活環境の整備』とし、生活困窮者への支援事業を追加します。</p>